

平成30年度

山陽小野田市国民保護協議会

平成30年5月10日（木） 15時～

山陽小野田市役所3階大会議室

会 議 次 第

日 時 平成30年5月10日（木）
15時～

場 所 山陽小野田市役所 3階 大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

○ 審議事項

山陽小野田市国民保護計画の修正について

- | | | |
|---|------------------------------|-------|
| 1 | 国民の保護に関する基本指針の一部変更に伴う修正…………… | P. 1 |
| 2 | 機構改革に伴う修正…………… | P. 10 |

○ その他

報告事項

- | | | |
|---|---------------------------|-------|
| 1 | 避難実施要領策定マニュアルの作成について…………… | P. 12 |
|---|---------------------------|-------|

4 閉 会

[配布資料]

- ・ 山陽小野田市国民保護協議会出席者名簿 及び 山陽小野田市国民保護協議会座席表
- ・ 平成30年度山陽小野田市国民保護協議会 ……本資料
- ・ 山陽小野田市国民保護計画新旧対照表（案） ……別添1

[審議事項] 山陽小野田市国民保護計画の修正について

1 国民の保護に関する基本指針の一部変更に伴う修正

国民の保護に関する基本指針（以下、基本指針という。）との整合性を図るため、所要の修正を行う。

なお、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年6月18日法律第112号）を以下「国民保護法」という。

- (1) J-A L E R T及びE m - n e tに関する項目
- (2) 安否情報システムを用いた報告
- (3) 訓練関係
- (4) 避難行動要支援者関係
- (5) 避難施設関係
- (6) 武力攻撃事態等合同対策協議会
- (7) 周知関係

1 国民の保護に関する基本指針の一部変更に伴う修正

(1) J-ALERT及びEm-netに関する項目

(第2編第1章「組織・体制の整備等」)

((第3編第4章「警報及び避難の指示等」)

基本指針では、警報の通知・伝達を、全国に迅速かつ確実に通知・伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）を使用すること、市における運用・管理、整備を行うことが明記されている。

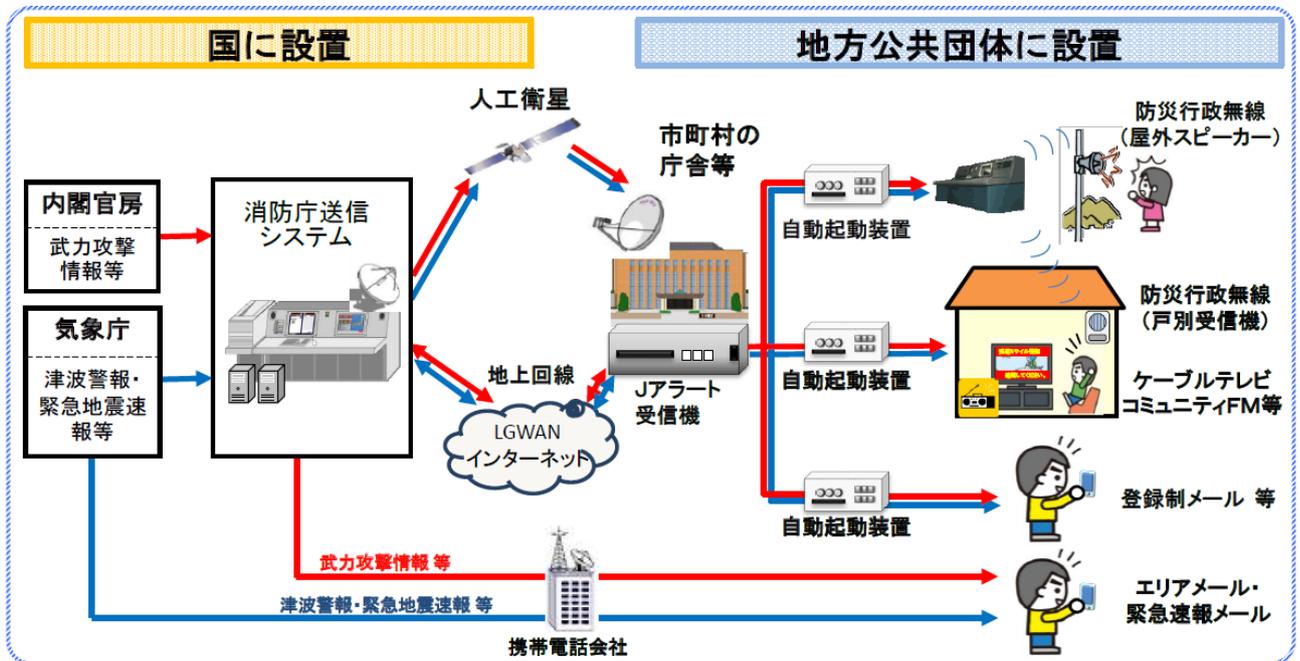
そのため、市国民保護計画に全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備と、警報の伝達において全国瞬時警報システム（J-ALERT）と緊急情報ネットワークシステム（Em-net）を活用することを明記する。

○全国瞬時警報システム（J-ALERT）とは

Jアラートの概要

別紙1

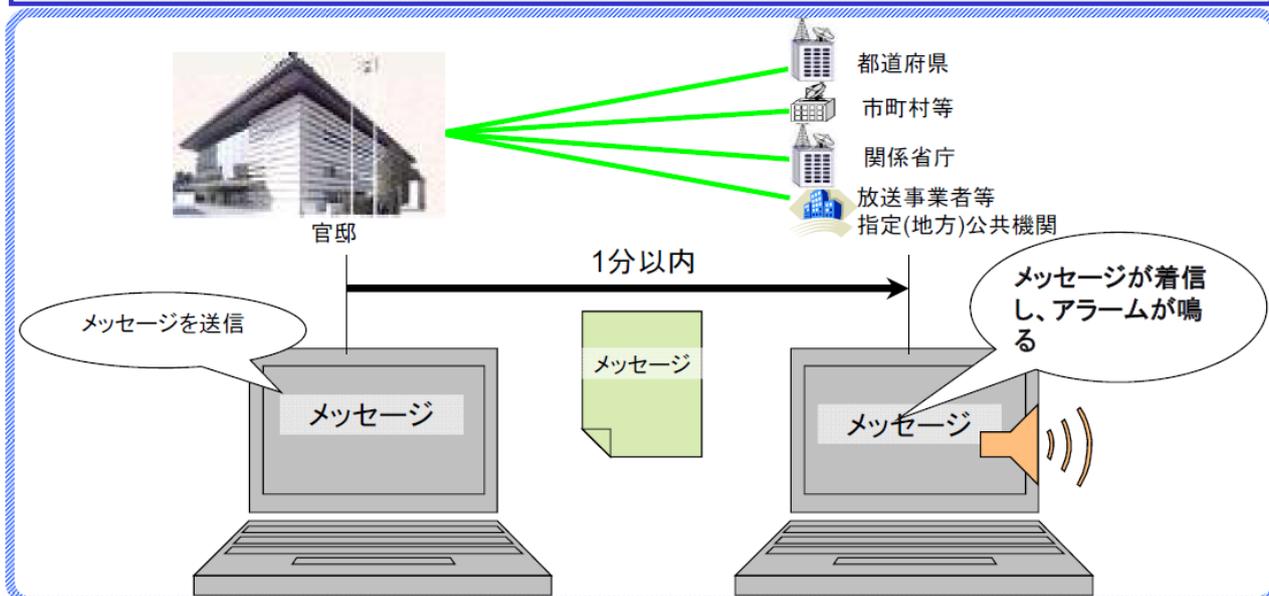
弾道ミサイル情報、津波警報、緊急地震速報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム



○緊急情報ネットワークシステム（Em-net）とは

Em-Net(エムネット)の概要

1. 官邸から関係機関に、緊急にお知らせする情報を迅速に伝達するための一斉同報システム
2. 配信先ではアラーム等による注意喚起により確実に伝達
3. 使用するソフトは、関係機関に無償で配布



1 国民の保護に関する基本指針の一部変更に伴う修正

(2) 安否情報システムを用いた報告

(第2編第1章「組織・体制の整備等」)

ア 安否情報の収集・整理・報告

国民保護法第94条に規定

市町村長⇒避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報を収集、整理し、都道府県知事に対し、適時に当該安否情報を報告する義務を負う。

都道府県知事⇒市町村長より報告を受けた安否情報を整理するほか、必要に応じて自ら安否情報を収集、整理し、総務大臣に対し、遅滞なく、これらの安否情報を報告する義務を負う。

安否情報を保有する関係機関⇒地方公共団体による安否情報の収集に協力するよう努める。

イ 収集する情報

国民保護法施行令第23条及び第24条に規定

- (ア) 氏名
- (イ) 出生の年月日
- (ウ) 男女の別、
- (エ) 住所
- (オ) 国籍
- (カ) 個人を識別するための情報（(ア)から(オ)のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）

上記の情報に加え、死亡の場合は、死亡の日時等、避難・負傷の場合は、負傷（疾病）の状況、現在の居所（住民票の住所でなく実際の居所）等

ウ 安否情報システムについて

安否情報システムは、国民保護法第 32 条第 2 項に規定された「国民の保護に関する基本指針」（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）において、「国〔総務省、消防庁〕は、安否情報の収集及び提供の在り方について、円滑な安否情報の収集及び提供が行われるよう努めるものとする。」とされたことをうけて、総務省消防庁において、システムの運用を含めた安否情報事務の具体的運用について検討を行い、平成 18 年度に開発されたものである。

システムを利用することにより、都道府県及び市町村の本庁舎、支所、出張所等から消防庁に設置されたサーバーに直接、情報を入力することができ、安否情報の迅速な収集、整理を行うことが可能もある。全国の関係地方公共団体により消防庁に報告された安否情報は、重複整理が施された後、全国統一の情報として、全都道府県及び市町村に共有される。共有された安否情報は、全地方公共団体において検索することが可能であり、国民からの安否情報の照会に的確に回答することができる。

エ 安否情報を活用した訓練状況

安否情報システムは、国及び地方公共団体が安否情報の収集・提供事務の処理を効率的に行うために整備されたものである。そのため、安否情報システムに対する理解促進、操作習熟を目的として、全国の全地方公共団体を対象とし、毎年度 1 回全国一斉訓練を実施している。

【訓練の概要】

市町村の担当者が下記の情報をシステムに入力し、県が集約し、さらに国（消防庁）が集約する。

○死亡の場合の入力項目

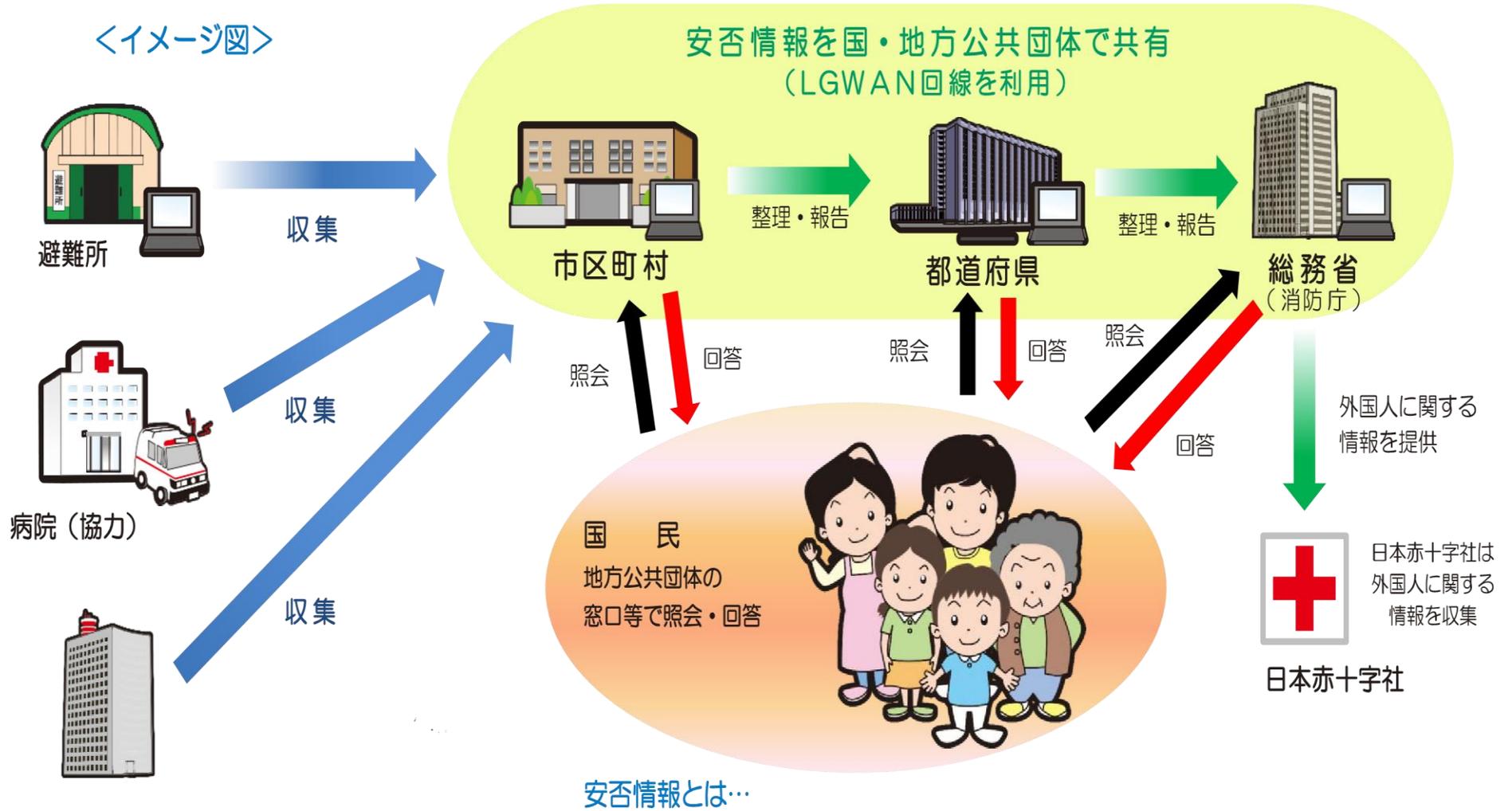
氏名、出生の年月日、男女の別、住所、死亡の日時等

○避難・負傷の場合の入力項目

氏名、出生の年月日、男女の別、住所、負傷（疾病）の状況、現在の居所（住民票の住所でなく、実際の居所）等

【安否情報システムイメージ図】

<イメージ図>



1 国民の保護に関する基本指針の一部変更に伴う修正
(3) 訓練関係

(第2編第1章「組織・体制の整備等」)

「訓練」の箇所に、地下への避難訓練や様々な情報伝達手段を用いた訓練等、弾道ミサイルを想定した避難訓練の内容を例示として追加する。

1 国民の保護に関する基本指針の一部変更に伴う修正
(4) 避難行動要支援者関係

(第2編第2章「避難及び救援に関する平素からの備え」)

(第3編第4章「警報及び避難の指示等」)

ア 避難行動要支援者とは

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（災害時要配慮者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者である。（災害対策基本法49条の10より）

山陽小野田市地域防災計画では第2編第4節に記述があり、避難行動要支援者の範囲を

- 1 要介護認定3～5の認定を受けている者
 - 2 身体障害者手帳「視覚障害」を所持している者
 - 3 身体障害者手帳「聴覚障害（聴覚・平衡）」を所持する者
 - 4 身体障害者手帳「肢体不自由（1～2級）」を所持する者
 - 5 身体障害者手帳「内部障害（1～2級）」を所持する者
 - 6 療育手帳Aを所持する者
 - 7 精神保健福祉手帳1・2級を所持する者
 - 8 自ら支援を希望し個人情報を提供することに同意した者
 - 9 災害時要援護者登録制度の登録者
 - 10 上記のほか災害発生時に支援が必要と認める者
- としている。

イ 避難行動要支援者名簿とは

市は、山陽小野田市地域防災計画を基に避難行動要支援者名簿を作成しており、名簿に掲載する事項は以下のとおりである。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

ウ 国民保護計画への修正内容

「災害時要援護者」とは、災害対策基本法に「災害時要配慮者」や「避難行動要支援者」の文言が規定される以前に、内閣府のガイドライン上で使われていた言葉である。

今回の計画の修正において、「災害時要援護者」、「災害時要配慮者」を「避難行動要支援者」へ置きかえることと、武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導にあたって、自然災害と同様に「避難行動要支援者名簿」を活用することを明記する。

1 国民の保護に関する基本指針の一部変更に伴う修正

(5) 避難施設関係

(第2編第2章「避難及び救援に関する平素からの備え」)

国民保護における避難施設は、国民保護法第148条により、都道府県知事が指定を行う。ここでは、避難施設の収容人数を把握すること等、県が行う避難施設の指定に関する協力内容を具体的に明記する。

1 国民の保護に関する基本指針の一部変更に伴う修正

(6) 武力攻撃事態等合同対策協議会

(第3編第3章「関係機関相互の連携」)

基本指針第3章第2節「武力攻撃事態等における活動体制の確立」より

○武力攻撃事態等現地対策本部とは

国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国民保護措置を実施する地方公共団体、指定地方公共機関等との連絡及び調整のため、国として特定の地域における対策が必要であると認めるとき、内閣総理大臣により設置されるものである。

○武力攻撃事態等合同対策協議会とは

武力攻撃事態等現地対策本部長が、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等と設置するものである。

これらをうけ、山陽小野田市国民保護計画に武力攻撃事態等合同対策協議会への参加を記述する。

1 国民の保護に関する基本指針の一部変更に伴う修正
(7) 周知関係

(第3編第3章「関係機関相互の連携」)

市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるように、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動等について平素から周知に努めることを明記する。

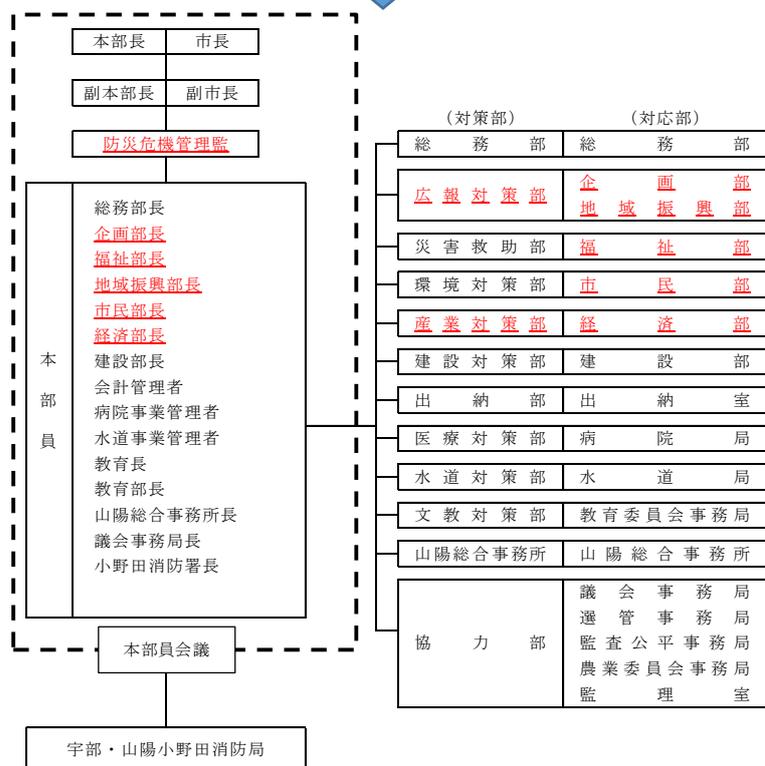
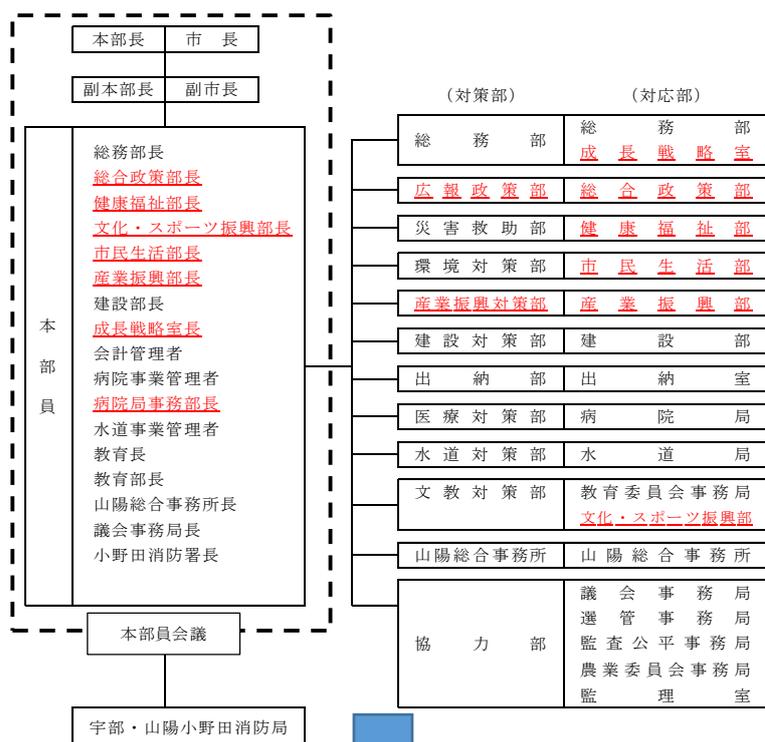
[審議事項] 山陽小野田市国民保護計画の修正について
2 機構改革に伴う修正

平成30年4月に行われた市の機構改革等に伴い、所要の修正を行う。

(1) 市の機構改革に伴う修正

総務部	秘 書 課 総 務 課 人 事 課 税 務 課 債 権 特 別 対 策 室 消 防 課	→	総務部	総 務 課 人 事 課 税 務 課 消 防 課
総合政策部	企 画 課 財 政 課 管 財 課 情 報 管 理 課 公 営 競 技 事 務 所	→	企画部	企 画 政 策 課 財 政 課 情 報 管 理 課
文化・スポーツ振興部	文 化 ・ ス ポ ー ツ 政 策 室 文 化 振 興 課 ス ポ ー ツ 振 興 課	→	地域振興部	シ テ ィ セ ニ ル ス 課 文 化 振 興 課 ス ポ ー ツ 振 興 課
市民生活部	市 民 生 活 課 市 民 課 生 活 安 全 課 環 境 課 環 境 事 業 課 南 支 所 埴 生 支 所	→	市民部	市 民 生 活 課 市 民 課 環 境 課 南 支 所 埴 生 支 所
健康福祉部	高 齢 福 祉 課 障 害 福 祉 課 社 会 福 祉 課 子 ど も 福 祉 課 国 保 年 金 課 健 康 増 進 課	→	福祉部	高 齢 福 祉 課 障 害 福 祉 課 社 会 福 祉 課 子 育 て 支 援 課 国 保 年 金 課 健 康 増 進 課 福 祉 指 導 監 査 室
産業振興部	商 工 労 働 課 観 光 課 農 林 水 産 課	→	経済部	商 工 労 働 課 農 林 水 産 課 公 営 競 技 事 務 所

① 国民保護対策本部体制等の見直し



② 所掌事務の見直し

【国民保護計画の修正内容】

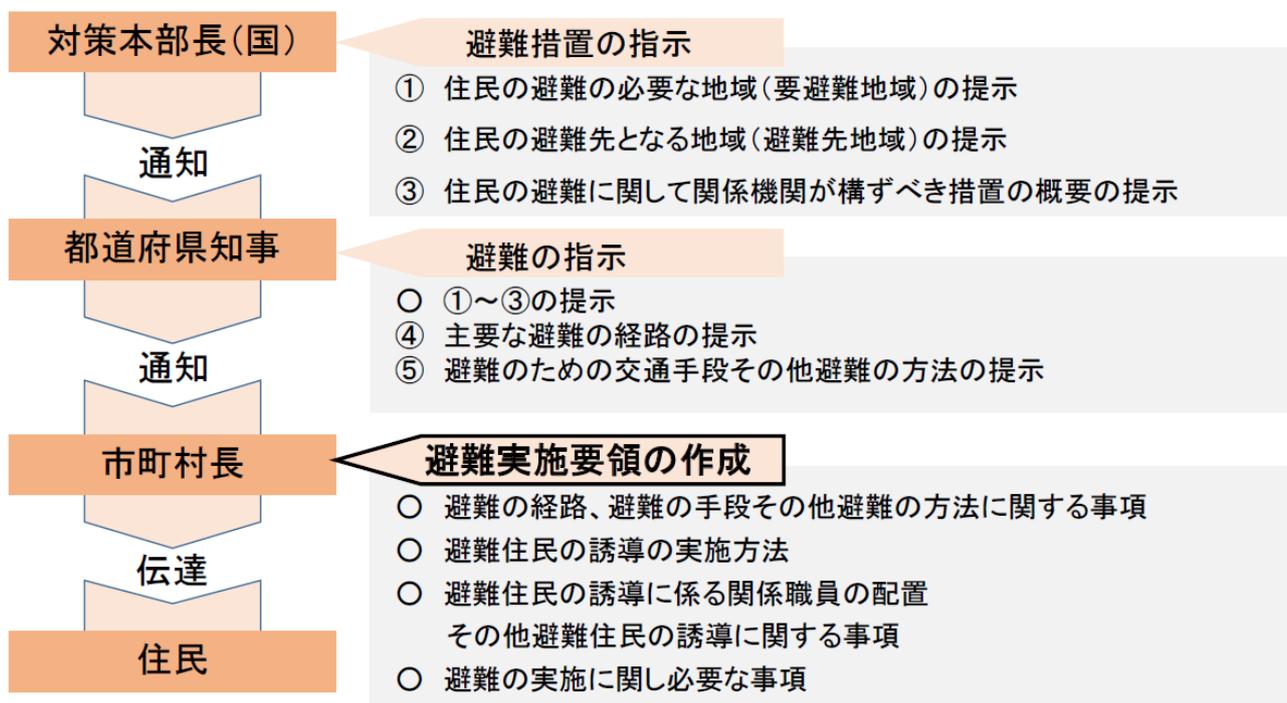
市の機構改革に伴い、市対策本部設置時等の所掌事務について見直しを行った。

(1) 作成の目的

山陽小野田市（以下「市」という。）は、武力攻撃事態等が発生し、避難の指示の通知を受けた場合には、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）第 61 条の規定に基づき、県警察、海上保安署、自衛隊などの関係機関から意見を聴いて、直ちに避難実施要領を定めなければならない。

したがって、マニュアルは、迅速かつ適切な避難実施要領の策定に資することを目的として、避難実施要領作成上の留意点を取りまとめるとともに、武力攻撃の態様に応じたパターン別の避難実施要領を予め作成した。

住民の避難に関する国民保護法上の流れ



速やかな住民避難のためには、迅速な避難実施要領の作成が必要であり、そのためには、あらかじめ、市において、できる限り複数の「避難実施要領のパターン」を作成しておくことが重要である。

(2) パターン別の避難実施要領

予め作成するパターンの内容は、国が示す「武力攻撃事態等に応じた避難実施要領のパターン分類」に基づき、下記の5つについて作成した。

区分	パターンの内容	
パターン1	弾道ミサイル攻撃の場合	
パターン2	ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合	避難に比較的時間の余裕がある場合
パターン3		昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合
パターン4		都市部における化学剤を用いた攻撃の場合
パターン5		石油コンビナート・火力発電所への攻撃の場合